

在籍型出向に係る専門家派遣制度 Q & A

令和3年8月12日作成

Q1 支援回数として、1事業者当たり最大4回まで相談が可能とのことですが、同一の案件でも、送出側、受入側それぞれの事業者が最大4回ずつ利用することが可能でしょうか。

A お見込みのとおりです。なお、同一案件について、送出側と受入側が希望する場合には、双方が同席して相談支援を受けることができますが、この場合は、いずれかの事業者に対する1回の支援とカウントすることになります。

Q2 相談の回数は、どのようにカウントするのでしょうか。例えば、同じ就業規則の変更に関する相談であれば、何度相談しても1回の相談とカウントするのでしょうか。それとも、内容にかかわらず、相談の都度、1回とカウントするのでしょうか。

A 相談の内容にかかわらず、相談の都度、1回とカウントします。なお、1回当たりの相談時間は30分以上2時間以内としておりますので、事前に相談事項を整理しておき、なるべく1回の相談時にまとめて助言を受けられるようにするのが効率的でしょう。

Q3 電話やメールによる相談は可能なのでしょうか。

A 初回の相談は、必ず対面でしていただく必要がありますが、2回目以降は、電話やメールによる相談も可能です。なお、電話やメールによる相談の場合、専門家が調査に要する時間を含めて30分以上業務に従事した場合（訪問日の連絡調整等、単なる事務的な連絡は除く。）に1回の支援とカウントします。

Q4 無料で相談できるとのことですが、追加費用が発生する場合はあるのでしょうか。

A この制度では、在籍型出向に関する助言等の支援のみを対象としています。もし、実際に書類等の作成を代行してほしいなどの希望がある場合は、この制度による支援とは別に、社会保険労務士等の専門家に有料で委託していただくこととなります。